

宮労発基第829号
平成25年12月12日

各 団体代表者 殿

宮 城 労 働 局 長



宮城県産業別最低賃金の改定について(御協力依頼)

労働行政の推進につきまして、平素より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
御承知のとおり、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしております。

さて、宮城県内における最低賃金は、県下すべての労働者に適用される「宮城県最低賃金」と、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」の3業種の基幹的労働者に適用される「宮城県産業別最低賃金」が設定されているところですが、本年10月31日に改定を終えた宮城県最低賃金(時間額696円)に続き、この度、宮城県産業別最低賃金について、本年12月15日又は12月19日から別添リーフレット「宮城県の最低賃金」のとおり改定することといたしました。

つきましては、貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解いただき、「改定最低賃金額」等の周知について、貴団体において発行されている機関紙への掲載等(別紙の掲載例を御参照願います。)により、特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、御多忙中のところ誠に恐縮でございますが、機関紙に掲載していただきました際には、下記担当部署まで表紙と掲載記事を、ファックスにより送付していただければ幸いです。

担当部署

宮城労働局 労働基準部 賃金室

担当者 早坂、藤田、村上

住所 〒983-8585

仙台市宮城野区鉄砲町1番地

仙台第4合同庁舎8階

電話 022-299-8841

FAX 022-295-3668

必ずチェック最低賃金!

使用者も

労働者も

宮城県の最低賃金



禿岳 オニコウベ高原 写真提供：宮城県観光課

宮城県最低賃金

平成25年10月31日発効

時間額

696円

宮城県産業別最低賃金

鉄鋼業

平成25年
12月15日発効

時間額

798円

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業

平成25年
12月19日発効

時間額

757円

自動車小売業

平成25年
12月15日発効

時間額

763円

宮城労働局労働基準部賃金室 TEL 022-299-8841
仙台労働基準監督署 TEL 022-299-9075
石巻労働基準監督署 TEL 0225-22-3365

古川労働基準監督署 TEL 0229-22-2112
大河原労働基準監督署 TEL 0224-53-2154
瀬峰労働基準監督署 TEL 0228-38-3131

宮城労働局

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

宮城県の最低賃金 詳細

宮城県最低賃金

時間額

696円

効力発生日
25.10.31

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県産業別最低賃金が適用されます。

宮城県産業別最低賃金 <small>業種は日本標準産業分類による。</small>		適用除外労働者 <small>（この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になりません。）</small>	効力発生日
<h3>鉄鋼業</h3> <small>鉄鋼業（高炉による製鉄業、鉄鉄精製製造業〔鋼鉄管、可鍛鉄鉄を除く〕、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）</small>	時間額 <h2>798円</h2>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	25.12.15
<h3>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</h3> <small>電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）</small>	時間額 <h2>757円</h2>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務	25.12.19
<h3>自動車小売業</h3> <small>自動車小売業（二輪自動車小売業〔原動機付自転車を含む〕を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）</small>	時間額 <h2>763円</h2>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	25.12.15

注1 下線部分が、平成25年度の改正箇所です。

注2 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。(1)精皆手当 (2)通勤手当 (3)家族手当 (4)賞与等 (5)時間外・休日・深夜手当

注3 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間あたりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

最低賃金の解説

実際の賃金が宮城県の最低賃金額以上になっているかどうかを調べるには、次の方法で比較します。

- ① 時間給の場合** …… 宮城県の最低賃金とそのまま比較します。
- ② 日給の場合** …… 日給を1日の所定労働時間数で除し、時間当たりの金額と宮城県の最低賃金を比較します（日によって所定労働時間数が異なる場合には、1週間における1日平均所定労働時間数で除します。）。
- ③ 月給の場合** …… 月給を1か月の所定労働時間数で除し、時間当たりの金額と宮城県の最低賃金を比較します（月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1か月平均所定労働時間数で除します。）。

(例)

宮城県最低賃金（時間額696円）が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給120,000円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働時間数258日とします。

$$\frac{\text{月給} 120,000\text{円} \times 12\text{か月}}{8\text{時間} \times \text{年間所定労働日数} 258\text{日}} \div 697.6\text{円} > 696\text{円}$$

この場合は最低賃金額以上になっています。

最低賃金額との比較